

教育委員会監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

教育委員会の所管に属する平成31年4月1日から令和元年7月31日までに執行された財務に関する事務

なお、監査に伴い現地調査を行った市立学校等は別表1のとおり

2 監査実施の期間

令和元年8月26日から同年12月17日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表2）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

非常勤職員の任用決裁は予算執行伺を兼ねており、年度初日から任用する非常勤職員の任用決裁は年度当初に速やかに行われるべきところ、学力向上事業に係る非常勤職員の任用決裁について、決裁手続に時間を要したことなどにより事務処理が遅延していたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(教育指導課)

イ 収入に関する事務

専決規程では、ふるさと納税を除く50万円を超え100万円以下の寄附採納については、副市長専決事項と定められており、併せて財政課長及び財政部長の合議を要するが、副市長決裁を要する額の交通遺児奨学基金指定寄附の寄附採納が支援教育課長決裁により処理されていたので、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(支援教育課)

ウ 支出に関する事務

(ア) 予算決算及び会計規則では、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日(休日を含める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成することと規定されているが、リーダーキャンプ報償金(指導教員及び参加生徒の交通費実費相当額)の支出について、令和元年8月8日に用務が終了したにもかかわらず、同年10月4日に精算手続が行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(教育指導課)

(イ) (仮称)横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会の出席委員に対して支給した費用弁償(会議出席のための鉄道賃等)について、算出誤りにより計1,200円の支給超過が生じていたため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(保健体育課)

(ウ) 教育委員会専決規程では、教育研究所長の2日以上市外出張に

については、学校教育部長専決事項と定められており、また、専決規程では、出張に伴う負担金の支出については、当該出張命令の決裁区分に従うこととされている。そのため、教育研究所長の2日以上の市外出張及び同出張に伴う負担金の支出については、学校教育部長の決裁を要することとなるが、関東地区教育研究所連盟第1回委員会・総会・研究協議会への参加に係る出張命令書（乙様式）において、教育研究所長の2日以上の市外出張及び同出張に伴う負担金の支出について教育研究所長の決裁により決定していたので、今後は、教育委員会専決規程及び専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（教育研究所）

(エ) 次の旅費の支出において、市外出張に係る旅費額の算出誤りにより支給の過不足が生じていたので、必要な措置を講じられたい。

なお、横須賀市旅費支給条例によると「旅費は、順路によりこれを計算する。」としており、旅費支給事務取扱要領では「通常の順路が2以上ある場合には、原則的に最も費用の安い経路を選択する。その際は、所要時間、旅行日数、宿泊料金の増減等を考慮して、総合的に考慮して経路を選択するものとする。」としていることから、今後は、総合的に考慮した最も経済的な経路の選択を検討されたい。

・教職員課旅費 令和元年6月分（60円不足）

・4月～6月分 旅費（自然教育園費・費用弁償）（80円超過）

（教職員課及び博物館運営課）

(オ) 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成することと規定されているが、次の旅費の支出について、精算手続が遅延していたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（概算払の精算が遅延していた旅費）

所 属 名	件 名	用務終了日	精 算 日
教育指導課	令和元年度高等学校国際交流支援事業実施に伴う参加生徒引率職員旅費	令和元年8月1日	令和元年9月24日
横須賀総合高等学校	美術部夏季スケッチ合宿生徒引率旅費	令和元年8月11日	令和元年9月24日

(教育指導課及び横須賀総合高等学校)

エ 契約に関する事務

(ア) トートバック(大)緑色の購入について、消耗品費の執行金額が30万円以下であるとして主管課が随意契約で契約事務を行っていたが、大小色違いではあるものの、契約手続の時期、契約先及び納入状況を同じとしたトートバック計1,000枚が250枚ずつ4件の契約で購入されていた。

本件は、全体からみると一括して購入すべきものであり、大小色違いがあるからといって主管課において契約事務を行うことができる金額に分割して複数の契約手続により消耗品を購入する合理的な理由には当たらず、不適当な事務処理であるため、今後は、調達規模及び執行金額に応じた適正な事務処理に改められたい。

(博物館運営課)

(イ) 自然・人文博物館出入口来館者カウンター交換修繕の契約について、2人の者から見積書を徴して主管部長決裁により機械器具等修繕の契約事務を行っていた。

契約事務取扱規程では、主管部長等が契約事務を行うことができる上限金額等は130万円(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第5号までの規定に該当する契約(以下「特命随意契約」という。)及び小破修繕工事に係る契約に限る。)としている。

本件は、2人の者から見積書を徴しており、特命随意契約に当たらないため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(博物館運営課)

(ウ) 横須賀美術館受付展示監視業務委託において、支出負担行為に必要な書類である見積書が添付されていなかったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(美術館運営課)

(エ) 学校運営支援事業における法律相談業務委託について、受託者である弁護士の選定理由を明らかにする資料が添付されないまま契約手続が行われていたため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(支援教育課)

(オ) 当年度途中に小学校へ転入学した児童の独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付への加入手続において、前年度に小学校へ転入学し当年度は在籍していない児童の氏名により誤って加入

手続が行われているものがあつたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(保健体育課)

オ 財産管理に関する事務

(ア) 博物館運営課の出納員領収印について、予算決算及び会計規則に定められた出納員領収印の様式と異なっていたので、同規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(博物館運営課)

(イ) 郵便切手・はがきの管理において、物品受払簿に所属長確認印が押されていなかった。また、一部の郵便切手で保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあつたので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(美術館運営課)

(ウ) 郵便切手の管理において、郵便切手の払出しを日々記録していたものの、一部の郵便切手で保有枚数と受払簿の残数が一致しないものがあつたので、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(小学校)

(エ) 有料道路通行料について、常時継続して資金前渡を受けていたが、資金前渡受払簿に払い出しを記録していないものがあつたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(教職員課)

(オ) 軽四輪貨物自動車の車両の更新に伴い、旧車両を業者引き取りしていたが、除却手続を行っていなかったので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

(教職員課)

(カ) 物品会計規則では、所管する備品に備品整理票を貼付して整理するよう定められているが、備品整理票が貼付されていないものや別の備品の備品整理票が貼付されていたものがあつたので、必要な措置を講じ、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(備品整理票が貼付されていなかった備品)

所 属 名	品 名	備品番号	金 額	取得年月日
生涯学習課	パーソナル コンピューター	20105034 -004240	94,800円	平成29年11月9日

生涯学習課	パーソナル コンピューター	20105034 -004241	94,800円	平成29年11月9日
小学校	製氷器	20202042 -000001	120,000円	平成15年4月1日

(別の備品の備品整理票が貼付されていた備品)

所属名	品名	備品番号	金額	取得年月日
博物館運営課	模型	20117019 -000038	6,976,000円	平成16年4月1日

(生涯学習課、博物館運営課及び小学校)

(キ) 物品会計規則では、物品で不用になり、又は使用に堪えないものができたときは、物品返納調書により、会計課物品出納員に返納しなければならないと定められているが、次の備品について、会計課物品出納員への返納手続を行わずに除却されていたので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

(返納手続を行わずに除却されていた備品)

所属名	品名	備品番号	金額	取得年月日
中央図書館	弱視者用拡大読書器	20107048 -000001	580,000円	昭和56年7月3日

(中央図書館)

(ク) 次の備品について、故障などにより使用されておらず遊休状態になっていたので、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

(遊休状態の備品)

所属名	品名	備品番号	金額	取得年月日
横須賀総合高等学校	自動製図機	20215008 -000007	3,699,000円	平成2年11月9日
横須賀総合高等学校	万能試験機	20215020 -000001	6,000,000円	平成4年12月1日

(横須賀総合高等学校)

(ケ) 公有財産の評価額の改定が平成30年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、平成30年4月1日付けの公有財産台帳評価額改定通知書による評価額改定(変更)の記載を行っていないなか

ったので、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(中央図書館及び美術館運営課)

(コ) 学校で保管する薬品の管理については、教育研究所が作成した薬品管理マニュアルに基づいて管理されているが、抽出して現地調査を実施した23校において、次のとおり適正な管理が行われていない学校があったので、薬品管理マニュアルに基づいた適正な管理に改められたい。

- ・薬品保管庫において、医薬用外毒物・医薬用外劇物の表示がないものや判読できないものがあった。
- ・薬品管理責任者、薬品管理担当者が分かる用紙が綴られていなかった。
- ・薬品管理カードが薬品1本毎に作成されていなかった。
- ・希釈した薬品の薬品管理カードが作成されていなかった。

(小学校、中学校及び横須賀総合高等学校)

(サ) 薬品管理マニュアルでは、各学校は、毎年3月に薬品の管理状況を点検し、学校の保管する薬品の管理状況等報告書と保管している毒物があれば毒物一覧表を教育研究所に報告することとしており、各学校から報告書等が教育研究所に送付されている。

点検実施済である旨の報告書等が提出されているにもかかわらず、一部の学校において、薬品管理カードの未作成、医薬用外毒物・医薬用外劇物の非表示等があったので、報告のあり方を見直されたい。

(教育研究所)

(シ) 行政財産である横須賀総合高等学校用地を職員が学校通勤用自動車等駐車場として使用するため、行政財産目的外使用の許可がされているが、行政財産目的外使用許可申請書に添付されていた駐車場位置図に記載された駐車場所以外の場所に多数の自動車が駐車されており、実際の駐車状況と申請が異なる不適正な使用であることから、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

(学校管理課)

カ 工事の施行に関する事務

市立夏島小学校外壁改修工事において、プールフェンスの設計見積価格に特殊な仕様を必要とすることを理由として1件の見積で単価を採用している。

都市部公共建築課が作成した設計積算基準等の取扱要領では、「価格採用時に必要比較件数は原則として、刊行物は2件（建設物価、積

算資料の平均価格)、カタログ・見積もりは各3件とする。」と規定している。

特殊な仕様を求めているとしても、正式に複数メーカーに見積依頼を行い、その結果、仕様を満足できるものが1件であるならば、1件の見積価格採用であっても、やむを得ないと考えられるが、当初から依頼は1件であった。

見積価格採用手順としては不相当であったので、今後は適正な事務処理に改められるようその旨を工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。

(学校管理課)

(2) 意見

ア 市職員等の通勤用車両の駐車場所として使用する駐車場について、行政財産目的外使用許可に関する取扱基準では、屋外駐車場で施設利用にあたるものは、枠線(駐車場所の左右に白線が引いてあるような場合)や車止がある駐車場や管理人がいる駐車場とし、その他の屋外駐車場については、土地使用(未整備)として区分している。

一部の学校において土地使用(未整備)で許可をしているにもかかわらず、場所が狭小のため来所者駐車場との区分や安全対策として、やむを得ず一部線を引いていると思われる駐車場があった。

このように駐車場の実態と取扱基準が不整合であることから、学校の駐車場のあり方について検討されたい。

(学校管理課)

イ 次の工事の一般競争入札において、仮設工事中の足場設置等の日数について多数質問があったが、具体的な日数を回答しても差し支えない点から設計書類上にあらかじめ明示可能な数量と考えられる。

については、一般競争入札における事務処理の簡素化を図るために、あらかじめ公開することについて検討されるようその旨を工事の積算等を所管した部署に申し入れられたい。

- ・市立田浦中学校ほか1校昇降機設置建築その他工事
- ・市立大矢部中学校ほか1校昇降機設置建築その他工事

(学校管理課)

ウ 旧平作小学校解体工事では、外構その他工事の見積価格の金額計上を一式としているため、詳細な積算内訳を確認できない工種があったが、構造物等の規模・数量等を精査し積算根拠を明確にする必要がある。今後、この点について改善の検討をされるようその旨を工事の積

算等を所管した部署に申し入れられたい。

(保健体育課)

エ よこすかスクールネットは、市立学校のホームページ集であり、教育研究所において運用し、予算の執行を含む保守管理は教育政策課教育情報システム室が担当している。また、各学校のホームページ内の掲載情報は各学校において更新している。

よこすかスクールネット内における掲載情報については、数年前の行事予定表が更新されないまま掲載されているなど掲載内容が古くなっているものが散見され、特に、携帯電話閲覧用のよこすかスクール携帯ネットにおいては、更新が著しく滞っているものが多く見受けられる。また、年度が不明な情報もあり、閲覧者が誤認するおそれがある。

そのため、どのような情報を掲載しているか各学校において再確認をする必要があると考えられる。引き続き掲載する必要性があるのであれば情報を最新のものに更新し、掲載する必要性がないのであれば新着情報がない旨を記載するなど掲載内容を整理するよう各学校の運用体制を支援されたい。

(教育研究所)

(別表1)

現地調査実施市立学校等一覧表

区 分	学 校 名
小学校	追浜小学校、夏島小学校、鷹取小学校、船越小学校、長浦小学校、逸見小学校、桜小学校、田戸小学校、鶴久保小学校、池上小学校、衣笠小学校、森崎小学校、馬堀小学校、大塚台小学校、野比東小学校
中学校	追浜中学校、常葉中学校、公郷中学校、衣笠中学校、大津中学校、浦賀中学校
その他の学校等	横須賀総合高等学校（全日制・定時制）、ろう学校

(別表2)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

令和元年7月31日時点

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
市立武山中学校 外周万年塀改修 工事 (学校管理課)	12,318,264円	令和元年6月7日	令和元年6月7日 ～ 令和元年9月13日
市立浦郷小学校 教室建具改修工 事 (学校管理課)	22,107,600円	令和元年6月11日	令和元年6月11日 ～ 令和元年9月13日
市立沢山小学校 擁壁改修工事 (学校管理課)	10,417,330円	令和元年6月20日	令和元年6月20日 ～ 令和元年11月5日
市立鷹取中学校 トイレ改修工事 (学校管理課)	34,650,000円	令和元年6月27日	令和元年6月27日 ～ 令和元年11月21日
市立田浦中学校 ほか1校昇降機 設置建築その他 工事 (学校管理課)	87,802,000円	令和元年7月1日	令和元年7月1日 ～ 令和2年2月10日
市立大矢部中学 校ほか1校昇降 機設置建築その 他工事 (学校管理課)	114,675,000円	令和元年7月3日	令和元年7月3日 ～ 令和2年2月17日
市立夏島小学校 外壁改修工事 (学校管理課)	66,352,000円	令和元年7月30日	令和元年7月30日 ～ 令和2年2月7日
旧平作小学校解 体工事 (保健体育課)	324,557,640円	令和元年6月27日	令和元年6月27日 ～ 令和2年2月25日